ロ　航空機に発生した不具合を適切に是正すること
ハ　整備作業の結果を適確に記録し、保存すること
ニ　その他航空機を法第十条第四項の基準に適合するように維持するため必要な整備又は改造をすること

（修理改造検査）

第二十四条　法第十七条第一項の検査を受けるべき国土交通省令で定める範囲の修理又は改造は、次の表の上欄に掲げる航空機の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

（表　略）

第二十四条の二　法第十七条第一項の検査を受けることを要しない国土交通省令で定める範囲の修理は、第五条の六の表に掲げる作業の区分のうちの大修理であつて、前条の表第二号の下欄ロ及びハに掲げる修理に該当しないものとする。

第二十四条の三　法第十七条第一項の国土交通省令で定める輸入した航空機の修理又は改造のための設計は、次に掲げるものとする。

一　耐空性、騒音又は発動機の排出物について国際民間航空条約の締約国たる外国が我が国と同等以上の基準及び手続により承認その他の行為をしたと国土交通大臣が認めた航空機の修理又は改造のための設計

二　航空機の設計の能力についての認定その他の行為に関して我が国と同等以上の基準及び手続を有すると国土交通大臣が認めた外国において、当該基準及び手続により当該認定その他の行為を受けた者が設計し、かつ、耐空性、騒音又は発動機の排出物について確認した航空機の修理又は改造のための設計

第二十五条　法第十七条第一項又は第二項の検査を受けようとする者は、修理改造検査申請書（第十二号様式）を国土交通大臣又は耐空検査員に提出しなければならない。

2　前項の申請書に添付すべき書類及び提出の時期は、次の表に掲げる区分による。

区分	添付書類	提出の時期
一　法第十七条の二第一項の承認を受けた設計に基づき修理又は改造をする航空機	一　第二十六条の五の規定により交付がされた修理改造設計承認書の写し又は第四十一条第一項の規定により交付を受けた設計基準適合証	作業着手前
	二　修理又は改造の計画（航空機の修理又は改造のための設計に係る部分を除く。）	
	三　飛行規程（変更に係る部分に限る。）	現状についての検査実施前
	四　整備手順書（変更に係る部分に限る。）	
	五　航空機の重量及び重心位置の算出に必要な事項を記載した書類	
	六　前三号に掲げるもののほか、参考事項を記載した書類	
前条各号に掲げる輸入した航空機の修理又は改造をする航空機	一　前条第一号に規定する承認その他の行為がされたことを証明する書類又は同条第二号に規定する確認がされた旨を証する書類	作業着手前
	二　修理又は改造の計画（航空機の修理又は改造のための設計に係る部分を除く。）	

（修理改造検査）

第二十四条　法第十六条第一項の検査を受けるべき国土交通省令で定める範囲の修理又は改造は、次の表の上欄に掲げる航空機の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

（表　略）

第二十四条の二　法第十六条第一項の検査を受けることを要しない国土交通省令で定める範囲の修理は、第五条の六の表に掲げる作業の区分のうちの大修理であつて、前条の表第二号の下欄ロ及びハに掲げる修理に該当しないものとする。

（新設）

第二十五条　法第十六条第一項又は第二項の検査を受けようとする者は、修理改造検査申請書（第十二号様式）を国土交通大臣又は耐空検査員に提出しなければならない。

2　前項の申請書に添付すべき書類及び提出の時期は、次の表による。

添付書類	提出の時期
一　修理又は改造の計画	作業着手前
二　飛行規程（変更に係る部分に限る。）	
三　整備手順書（変更に係る部分に限る。）	
四　航空機の重量及び重心位置の算出に必要な事項を記載した書類	現状についての検査実施前
五　第三十九条の四第一項の規定により検査の確認をした旨を証する書類（次条第二項に掲げる航空機に限る。）	
六　前各号に掲げるもののほか、参考事項を記載した書類	